

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成29年
4月1日
(土曜日)

目 次

○訓令

山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令（人事課）

山口県訓令第三号



山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年四月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令

山口県事務決裁規程（昭和四十四年山口県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第三の1の表学事文書課の部1の項を次のように改める。

(11) 出資等に係る不要財産の納付等の認可 (法第42条の2第1項、第2項)	○								
(12) 簿価超過額を納付しないことの認可 (法第42条の2第3項)		○							
(13) 重要な財産の処分等の認可 (法第44条第1項)	○								
(14) 出資の認可 (法第77条の3)		○							
(15) 長期借入金又は債券発行の認可 (法第79条の3第1項、第2項)		○							
(16) 債券発行事務の委託の認可 (法第79条の3第5項)		○							
(17) 長期借入金及び債券の償還計画の認可 (法第79条の4)		○							
(18) 報告の徴収及び立入検査 (法第21条第1項)		○							
(19) 是正命令 (法第22条第1項)		○							
(20) (1)から(19)までに掲げる事項以外の公立大学法 入山口県立大学に関すること。				○					

別表第三の1の表消防防災航空センターの部1の項中「防災用ヘリコプター」を「消防防災ヘリコプター」に改め、別表第三の2の表政策企画課の部の次に次のように加える。

山口ゆめ花博推進室 / 全国都市緑化フェアの開催の準備に関する事務	(1) 全国都市緑化フェアの開催の準備	室長が特に重要と認めるもの	○						
		室長が特に重要と認めるもの以外のもの		○					

別表第三の4の表県民生活課の部の①及び②中「仮認定」や「特別認定」に改め、同項の③中「仮認定特定非営利活動法人の仮認定」や「特別認定特定非営利活動法人の特別認定」に改め、同項の④から⑥までを次のように改める。

(7) 指定検査機関の指定等の公示 (法第23条第1項、第3項)	○								
(8) 指定検査機関に対する監督命令 (法第31条)	○								

別表第三の4の表生活衛生課の部18の項の②中「②」を「③」に改め、同項中③を④とし、⑫から⑭までを⑮から⑰までとし、⑱の次に次のように加える。

(9) 指定検査機関の業務の廃止の許可等 (法第32条第1項、第3項)	○								
(10) 指定検査機関の指定の取消し等 (法第33条)	○								
(12) 指定検査機関に対する報告の徴収 (法第37条第2項)	○								

別表第三の4の表廃棄物・リサイクル対策課の部2の項の(2)中「第14条」を「第11条」に改め、同項の(3)中「第16条第1項」を「第12条第1項」に改め、同項の(6)中「(5)」を「(6)」に改め、同項の(9)を同項の(7)とし、同項の(9)中「第18条第1項」を「第25条第1項」に改め、同項の(5)を同項の(6)とし、同項の(4)中「第17条」を「第24条」に改め、同項中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 代執行 (法第33条第1項)

別表第三の5の表医務保険課の部10の項中(14)を削り、(13)を(14)とし、(12)を(13)とし、(11)の次に次のように加える。

(12) 寄附行為の補完 (法第44条第3項)

別表第三の5の表医務保険課の部10の項中(5)を削り、(6)を(5)とし、同項の(5)中「(6)」を「(5)」に改め、同項の(7)を同項の(6)とし、別表第三の6の表経営金融課の部1の項から10の項までを次のように改める。

1 商工会議所法(昭和28年法律第43号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	(1) 商工会議所に対する処分に関する意見の申出 (法第59条第4項)	<input type="checkbox"/>				
	(2) (1)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。	<input type="checkbox"/>				
2 商工会議法(昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	(1) 商工会議の設立の認可又は不認可の処分及び通知 (法第24条)	<input type="checkbox"/>				
	(2) 商工会議に対する警告等 (法第51条第1項第4項)	<input type="checkbox"/>				
	(3) 県商工会議連合会の設立の認可又は不認可の処分及び通知 (法第55条の5において準用する法第24条)	<input type="checkbox"/>				
	(4) 県商工会議連合会に対する設立の認可の取消し等 (法第58条第5項において準用する法第51条第1項、第2項、第5項)	<input type="checkbox"/>				
	(5) (1)から(4)までに掲げる事項以外の法の施行に関すること。	<input type="checkbox"/>				
3 商工会議及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	(1) 基盤施設計画の認定 (法第7条第1項)	<input type="checkbox"/>				
	(2) 基盤施設計画の認定の取消し (法第8条第2項)	<input type="checkbox"/>				
	(3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。	<input type="checkbox"/>				

<p>4 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第85号。以下この項において「法」という。)の施行に關する事務</p>	(1) 協業組合の設立の認可(法第5条の17第1項)		<input type="checkbox"/>					
	(2) 商工組合の特別の地区に関する承認(法第9条)		<input type="checkbox"/>					
	(3) 設立の認可(法第42条第1項)		<input type="checkbox"/>					
	(4) 措置命令(法第67条)		<input type="checkbox"/>					
	(5) 解散の命令(法第69条第1項-第3項)		<input type="checkbox"/>					
	(6) 組織変更の認可(法第95条第4項、第96条第5項)		<input type="checkbox"/>					
	(7) (1)から(6)までに掲げる事項以外の法の施行に關すること。		<input type="checkbox"/>					
<p>5 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号。以下この項において「法」という。)の施行に關する事務</p>	(1) あつせん又は調停(法第9条の2の2第2項、第3項)		<input type="checkbox"/>					
	(2) 火災共済事業の認可(法第9条の7の2第1項)		<input type="checkbox"/>					
	(3) 組合の設立の認可(法第27条の2第1項)		<input type="checkbox"/>					
	(4) 解散の決議の認可(法第62条第4項)		<input type="checkbox"/>					
	(5) 合併の認可(法第66条第1項)		<input type="checkbox"/>					
	(6) 県中央会の設立の認可(法第82条の2)		<input type="checkbox"/>					
	(7) 措置命令(法第106条第1項)		<input type="checkbox"/>					
	(8) 解散の命令(法第106条第2項)	県中央会に係るもの	<input type="checkbox"/>					
		組合に係るもの	<input type="checkbox"/>					
	(9) 共済事業に係る監督上の処分(法第106条の2第1項、第2項、第4項、第5項)		<input type="checkbox"/>					
<p>6 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号。以下この項において「法」という。)の施行に關する事務</p>	(10) (1)から(9)までに掲げる事項以外の法の施行に關すること。		<input type="checkbox"/>					
	(1) 組合の設立の認可(法第36条第1項)		<input type="checkbox"/>					
	(2) 組合の合併の認可(法第73条第3項)		<input type="checkbox"/>					
	(3) 措置命令(法第85条)		<input type="checkbox"/>					
	(4) 組合に対する解散の命令(法第86条)		<input type="checkbox"/>					
	(5) (1)から(4)までに掲げる事項以外の法の施行に關すること。		<input type="checkbox"/>					

<p>7 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和47年法律第97号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>(1) 中小企業者の受注の機会を確保するための施策の実施(法第8条)</p>	○			
<p>8 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>(1) 事業活動の継続に支障が生じていることの認定(法第12条第1項) (2) 事業活動の継続に支障が生じていることの認定の取消し(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(平成27年経済産業省令第22号)第9条第1項-第3項) (3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。</p>	○	○	○	
<p>9 中小企業等経営強化法(平成17年法律第18号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>(1) 経営革新計画の承認(法第8条第1項) (2) 経営革新計画の変更の承認等(法第9条第1項、第2項) (3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。</p>	○	○	○	
<p>10 地場産業の振興に関する事務</p>	<p>(1) 特定地場産業の決定 (2) 特定地場産業に係る近代化計画の策定</p>	○	○		

別表第三の6の表経営金融課題の部15の項の(ウ)中「第14条」を「第14条第1項」に改め、同項を同部16の項とし、同部中14の項を15の項とし、11の項から13の項までを一項ずつ繰り下げ、10の項の次に次のように加える。

<p>11 中小企業支援法(昭和38年法律第147号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>(1) 法人の指定(法第7条第1項) (2) 指定法人に対する改善命令等(法第8条第2項) (3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。</p>	○	○	○	
---	---	---	---	---	--

別表第三の7の表観光プロジェクト推進室の部の次に次のように加える。

(1) 県機構の指定 (法第42条第1項)									
(2) 業務規程の認可 (法第44条第1項)									
(3) 事業計画等の認可 (法第45条第1項)									
(4) 業務の休廃止の許可 (法第46条第1項)									
(5) 監督命令 (法第49条)									
(6) 県機構の指定の取消し (法第50条第1項)									

別表第三の8の表畜産振興課の部15の項の(6)中「第75条の2第1項、第2項」を「第75条の2」に改め、同項の(8)中「(7)」を「(8)」に改め、同項の(8)を同項の(9)とし、同項の(9)中「第45条、第46条」を「第45条第1項、第46条第1項」に改め、同項中(7)を(8)とし、(9)の次に次のように加える。

(7) 販売指定品目の変更等 (法第83条の2の3第1項)									○ 家畜保健衛生所
-------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------

別表第三の8の表森林企画課の部1の項の(3)中「第6条第6項」を「第6条第7項」に改め、別表第三の9の表全国都市緑化フェア推進室の部を削り、同表河川課の部1の項の(9)中「第22条の2」を「第22条の3」に改め、同項中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)から(5)までを(3)から(4)までとし、同項の(3)中「(5)」を「(4)」に改め、同項の(2)を削り、同項の(3)を同項の(2)とし、同項の(3)の項の(2)を削り、同項の(3)中「及び(2)」を削り、同項の(3)を同項の(2)とし、同項の(3)の項の(2)中「第5項」を「第6項」に改め、同項の(3)中「第37条の11第1項」を「第37条の11第1項」に改め、同項の(3)中「(4)」を「(4)」に改め、同項中(4)を(5)とし、同項の(5)中「第15条の4」を「第15条の4第1号」に改め、同項中(6)を(7)とし、(7)から(8)までを(6)から(7)までとし、(7)の次に次のように加える。

(8) 港湾協力団体の指定 (法第44条の2第1項)									○
----------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---

別表第三の9の表建築指導課の部1の項の(6)中「高さの限度を超えるもの」を「容積率等に係る」とし、「第60条の3第1項」を「第60条の3第1項第3号、第2項」に改め、同部中(8)の項を削り、(9)の項を(8)の項とし、(10)の項を(9)の項とし、同部11の項の(9)中「(9)」を「(12)」に改め、同項中(10)を(13)とし、(9)を削り、(8)を(12)とし、(1)から(7)までを(5)から(11)までとし、(5)の前に次のように加える。

(1) 基準適合命令 (法第44条第1項)									○
-----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---

(2) 指示に係る措置の命令 (法第16条第2項、第19条第3項)									○
(3) 届出に係る措置の指示等 (法第19条第2項、第20条第3項)									○
(4) 報告の徴収及び立入検査 (法第21条第1項、第36条第1項)									○
	本庁において取り扱う建築物に係るもの								
	出先機関において取り扱う建築物に係るもの								
	本庁において取り扱う建築物に係るもの								○
	出先機関において取り扱う建築物に係るもの								○
									土木事務所

別表第三の9の表住宅課の部2の項中(2)、(3)及び(4)を削り、(5)を(2)とし、(6)を(3)とし、同項の(7)中「(6)」を「(3)」に改め、同項の(7)を同項の(4)とし、別表第三の10の表企画課の部1の項の(6)中「第168条第8項」を「第168条第7項」に改め、同項の(8)中「第168条第9項」を「第168条第8項」に改め、(9)を削り、(8)を(9)とする。

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則